

2019年10月
受診分から

重度心身障がい者医療費助成の

窓口申請が不要になります!

重度心身障がい者医療費助成とは

重度の障がいがある方の医療費の自己負担額（病院等窓口の支払額）を
県と市町村で助成する制度です。

9月受診分まで

10月受診分から

病院・薬局などで受診・支払い

市町村の窓口へ申請

注目!
市町村の窓口
に行く必要は
ありません!

個人口座に振り込み

受給者証の提示をお願いします

対象の方には受給者証が交付されます。
病院・薬局などの窓口へ必ず提示して

ください。※デザインは市町村により若干異なります。



移行調整期間

円滑な制度移行のため、8月～9月を移行調整期間とします。

期間中は、医療機関・薬局等の窓口で受給者証の提示が必要
ですので、ご協力をお願いします。

詳しくは裏面（移行調整期間・注意事項）をご覧ください。

▷移行調整期間(2019年8月1日～9月30日受診分)◁

○移行調整期間とは

窓口申請を不要とするためには、対象者の方が支払った医療費データを、医療機関から市町村に送ってもらう必要があります。移行調整期間は、そのデータが各市町村に問題なく届くかどうかなどテストし、10月からの制度移行に備えるものです。

○対象者(受給者証の交付を受けている方)にしてください

医療機関・薬局などの窓口で保険証とともに受給者証を提示してください。

受給者証は、お住まいの市町村から交付される予定です。

○窓口申請について

移行調整期間中は、従来どおりの窓口申請が必要ですのでご注意ください。

▷注意事項◁

○月額1,000円以上の医療費(医療保険適用分)を支払った場合に助成されます。院外処方
の薬局分は、処方せんを出した病院と合算できます(医科+薬局)。

○医療機関ごとに一ヶ月間の医療費単位で助成されます。医療費に未払いがある場合は、
お支払いが完了するまで助成されません。

○以下の場合、これまでどおりお住まいの市町村で窓口申請を行ってください。

- ・対象外の医療機関(あんま・マッサージ・指圧・針灸・柔道整復など含む)で受診した場合
- ・補装具費等の自費払いがある場合
- ・県外にある医療機関を受診した場合(原則)

○市町村によって制度(対象者や支給日など)が異なることがあります。

○助成金の振り込みが確認できない場合や不明な点は、お住まいの市町村へお問い合わせ
ください。

▷お問い合わせ先◁

| | | | |
|----------------|--------------|----------------|--------------|
| おおい 大分市 障害福祉課 | 097-585-6009 | べつ 別府市 障害福祉課 | 0977-21-1413 |
| なか 中津市 社会福祉課 | 0979-22-1111 | ひ 日田市 社会福祉課 | 0973-22-8290 |
| さい 佐伯市 障がい福祉課 | 0972-22-4514 | う 臼杵市 福祉課 | 0972-63-1111 |
| つ 津久見市 社会福祉課 | 0972-82-9519 | た 竹田市 社会福祉課 | 0974-63-4811 |
| ぶん 豊後高田市 社会福祉課 | 0978-25-6178 | き 杵築市 福祉推進課 | 0978-75-2405 |
| う 宇佐市 福祉課 | 0978-27-8141 | ぶん 豊後大野市 社会福祉課 | 0974-22-1001 |
| ゆ 由布市 福祉課 | 097-582-1111 | くに 国東市 福祉課 | 0978-72-5164 |
| ひめ 姫島村 住民福祉課 | 0978-87-2278 | ひ 日出町 福祉対策課 | 0977-73-3126 |
| このえ 九重町 健康福祉課 | 0973-76-3821 | く 玖珠町 福祉保健課 | 0973-72-1115 |